

新旧対照表

○千葉県消費者センター管理規則（平成二年千葉県規則第四十五号）

改正案	現行
<p><u>千葉県消費者センターの管理等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、<u>千葉県消費者センターの設置等に関する条例</u>（平成二年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）第九条の規定により、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）の管理、運営及び業務の実施により得られた情報の安全管理（以下「センターの管理等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。</p> <p>2 センターの長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日</p> <p>2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、センターの全部又は一部を開館することができる。</p> <p><u>(条例第三条第一号に掲げるセンターの業務を行う日及び時間)</u></p> <p><u>第四条 条例第三条第一号に掲げるセンターの業務を行う日はセンターの開館日とし、当該業務を行う時間は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 月曜日から金曜日 午前九時から午後四時三十分まで</p> <p>二 土曜日 午前九時から午後四時まで</p>	<p><u>千葉県消費者センター管理規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、<u>千葉県消費者センター設置管理条例</u>（平成二年千葉県条例第二号）第四条の規定により、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。</p> <p>2 センターの長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日</p> <p>2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、センターの全部又は一部を開館することができる。</p>

改正案	現行
<p><u>2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する当該業務を行う時間を変更することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第五条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センターの管理等</u>に関し必要な事項は、所長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第四条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センターの管理</u>に関し必要な事項は、所長が定める。</p>